

## デジタル放送受信機におけるリモート視聴要件 Ver1.2

リモート視聴は、以下に規定する「リモート視聴要件」を満足するアプリケーションのみで利用可能とし、親機を開発・製造・販売するメーカーが親機とペアリングされるすべての本リモート視聴のためのアプリケーションについて「リモート視聴要件」の遵守を担保する場合に、許諾されるものとする。

本要件はリモート視聴機能に限定した範囲での検討結果であり、「リモート視聴機能以外の現行デジタル放送受信機機能」を対象とするものではない。なお、本「リモート視聴要件」については、ユーザーの利便性、放送事業者、端末メーカー等の事業モデルを相互に尊重し、その変化や技術の進化等に応じて、改定するものとする。

- ① リモート視聴対応受信機（以下、親機）では、選局中のデジタル放送コンテンツを、インターネット経由で本リモート視聴要件を満足する宅外<sup>\*1</sup>のリモート端末（以下、子機）で、視聴可能とする。また、親機に蓄積および記録されたデジタル放送コンテンツも視聴可能とする。
- ② 宅内<sup>\*1</sup>において、あらかじめ親機とペアリングを行った子機のみでリモート視聴を可能とする。ペアリングの有効期間は最長3カ月とする。ペアリング機能の停止日時が近づいた場合に、メッセージ等によりペアリングを推奨する機能を有することが望ましい。
- ③ 同時にペアリングを有効化できる子機の台数は6台までとする。同時にリモート視聴が可能となる子機の台数は1台とする。
- ④ 親機から子機に伝送するデジタル放送コンテンツは、AES（鍵長128ビット）程度の強度を有する暗号化方式により保護すること。
- ⑤ 子機に搭載されるリモート視聴機能（アプリ）では、デジタル映像出力またはデジタル映像音声出力に映像、音声を出力する場合は、HDCP（Revision 1.x または Revision 2.x）仕様に従って適切に保護技術を施すこと。Bluetooth インタフェースでデジタル音声出力する場合は、接続認証、暗号化通信、A2DP（Advanced Audio Distribution Profile）及び SCMS-T を実装し、かつ、これらに対応しない機器には音声出力しないこと。デジタル音声出力する場合は、「コピー禁止」として出力すること。但し、圧縮音声またはリニア PCM 音声に係らず 48kHz 以下かつ 16 ビット以下の音質にて Bluetooth インタフェースでデジタル音声出力する場合は、SCMS-T によるコピー制御を行うことが望ましいとする。アナログ音声出力については、制限なく出力できる。
- ⑥ 親機に蓄積または記録されたデジタル放送コンテンツを宅外の子機にコピーもしくはムーブすることは禁止する。
- ⑦ 子機に搭載されるリモート視聴機能（アプリ）には、視聴中のコンテンツをキャプチャするための機能を設けないこと。<sup>\*2</sup>
- ⑧ 子機に搭載されるリモート視聴機能には、明らかにCMスキップを目的とし

た機能は設けられないことが望ましい。(例えば、タイムラインバー、早送り、巻き戻し等は可)

- ⑨ 子機において、リモート視聴を行うためのアプリケーションは、アプリのステータス表示、操作の指示に関するものなど、リモート視聴機能の実現を目的としたもの以外に、リモート視聴中のバナー、アイコン等の同時表示、リモート視聴の開始・終了時、途中にコンテンツ、バナー、アイコン等の挿入をしないこと。ただし、視聴中の番組を提供している放送事業者の許諾がある場合はこの限りではない。
- ⑩ リアルタイムのリモート視聴については、放送波の制御信号等により、チャンネル単位でリモート視聴をインヒビット可能であること。<sup>\*3</sup>
- ⑪ 親機または子機／アプリを開発・製造・販売する事業者は、「リモート視聴要件」の遵守を次世代放送推進フォーラムに届け出るものとする。

\* 1 : 「ARIB TR-B14 地上デジタルテレビジョン放送運用規定 第八編 地上デジタルテレビジョン放送コンテンツ保護規定 第一部 5.3.1 出力に対する機能要件」の規定に準じ、IP インタフェース出力において送信パケットの宛先 IP アドレスが、親機の IP アドレスと同一サブネット内に限定される場合を「宅内」、同一サブネット内に限定されない場合を「宅外」と規定する。

\* 2 : 子機の OS 等がキャプチャ機能を有する場合、子機に搭載されるリモート視聴機能(アプリ) から当該キャプチャ機能の制御が可能であればリモート視聴時には OS 等のキャプチャ機能を無効とすること、またリモート視聴中に OS 等によるキャプチャが実行されたことをアプリが検知した際にはリモート視聴を一時停止し、以下の例に準ずるメッセージを表示して注意喚起を行うことが望ましい。

<メッセージの例>

「あなたが保存した画像を権利者に無断で SNS やブログなどに投稿した場合、著作権侵害となる場合があります」

\* 3 : 次世代放送推進フォーラムは、「リアルタイムのリモート視聴」の可否について記載した放送事業者のリストを、届け出を行った事業者に提供するものとする。このリストに基づき、チャンネル単位でリアルタイムのリモート視聴の可否を実装する運用を可能とする。なお、リストが更新された場合には、次世代放送推進フォーラムは届け出を行った事業者に通知するものとする。

以上